

平成 26 年度 第 1 回 まちづくり審議会 議事要旨

日 時 平成 26 年 6 月 27 日（金） 15：00～16：30
場 所 ひょうご共済会館 5 階ツツジ
出席者 荏原明則委員、片桐新之介委員、片山朋子委員、住友聡一委員、
千種和英委員、鳴海邦碩委員、浜田透委員、平田富士男委員、
室崎千重委員、森津秀夫委員、伊藤傑委員、迎山志保委員、
中筋吉洋委員代理、奥州康彦委員代理

1 議事の概要

(1) 出席委員確認

14 名の委員の出席により審議会成立。

(2) 審議事項

- ① 「ひょうご花緑創造プラン」及び「兵庫県広域緑地計画」の改訂について
諮問するとともに、今後の検討の方向性等について審議。
- ② 改訂のための検討組織として花緑検討小委員会を設置する。

2 主な意見交換

・ ひょうご花緑創造プランの改訂（諮問）に関する意見等

【事務局】

ひょうご花緑創造プランの改訂の諮問について、まちづくり審議会規則第 7 条第 1 項に基づき緑化等にかかる専門的な知識を有する方を新たに専門委員に迎え、その上でまちづくり審議会の中に新たに検討組織として部会を設け、調査・審議を進めていく。

部会の名称は、花緑検討小委員会とし、検討内容は、ひょうご花緑創造プラン及び兵庫県広域緑地計画の改訂とする。花緑検討小委員会設置要綱（案）を定める他、基本的には、まちづくり審議会規則、まちづくり審議会運営規程及びまちづくり審議会公開要綱等に準じて運用する。

【委員】

ひょうご花緑創造プランは、例えば森林法による森林の計画や保安林の計画等が基礎にあり、それらの計画のいろいろな課題について取り組んでいくことを花と緑という 2 つの活動から、組み立てている計画だと思う。もともとのベースになっている計画との関係を教えていただきたい。

【事務局】

大きな目標は、国土交通省が緑の政策大綱で定めた内容をスタートとしていた。その後、県で緑の総量確保推進計画を作成し、さわやかみどり創造プランというプランに移行した。その後、花づくりの要素も加わって、このひょうご花緑創造プランに移行してきている。

この計画自体は県の花緑施策全体を束ねたような大きな計画になり、森林の計画等は、農林部局やまちづくり部局等各部局がそれぞれの目標をもって運用している。それらをひょうご花緑創造プランとしてとりまとめているということである。例えば農地や森林、

環境、それから公園等あらゆるものが入っている。

【委員】

資料3のⅡの1番で、過去のさわやかみどり創造プランの検証で、緑の面積の比較の掲載があるが、平成17年度の緑の面積が、現在どれくらいの数値か検証していれば教えていただきたい。

【事務局】

直近の面積については、精査中である。また地域森林計画等の数字をとりまとめて、トータルとしてお示ししたい。

【委員】

今、都市内の緑化というと、芝生化や公園化等、比較的きれいな緑の整備が進められているが、都市内の農地などはどんどん減っていると思う。理由として、都市内農地は、一定の面積がないと認められず、合算している農地は、他が農地をやめると、継続できなくなるためである。兵庫県の指定を少し分散して、面積が小さくなった農地も継続できる仕組みがあわせてできればよい。

また、今までの実績は事業面積でカウントしているが、例えば駐車場の緑化などは1年後ぐらいになると、ほとんど緑がないところもある。事業後の効果はどうなっているのか。

【事務局】

衛星については精度が上がっているため、小さいものも拾っていける。

事業後の効果については、県民まちなみ緑化事業の中で、緑のパトロール隊員という制度があり、随時状況確認をしている。維持管理状況はデータがある。

生産緑地の話では、500㎡だったと思うが、それを下回った時は、生産緑地から外れるという形になり、それが2人以上の方があわさって生産緑地にしていたとき、1人が亡くなり、相続で農地がなくなると、全体として生産緑地を外れてしまうという問題が生じている。

今、生産緑地は維持していかなければならないと、制度の見直しを国に対してお願いをしている。

【委員】

今回2つの計画を改訂するにあたり、検討している方向性を示していただきたい。

【事務局】

ひょうご花緑創造プランは、緑化面積が、市街化区域内では目標値に近い状況になってきている。維持管理の問題や緑の質をいかに高めていくかというところで、緑視率を使って説明できるような状況にならないか検討している。また科学的に効果を数値で示しにくいプロジェクトや地域活動にどれだけ寄与しているかを盛り込み、緑化の質を高めるためのプランとしたい。

広域緑地計画は、平成8年に策定したが、人口減少や行革、地域の偏在化など、状況が大きく変化している。当時、1人当たり公園面積20㎡を掲げていたが、これから先を展望したときに、果たしてその数字を1つの目標としてこれからも進めていくべきな

のか、量よりも例えば質とか、そういう方向に転じていくべきではないか等を議論、検証して、新たな目標を立てていきたいと考えている。

【委員】

生産緑地の意見について、ぜひ国へ要望していただきたい。

今回のこの県民まちなみ緑化事業は、維持管理報告義務をしても途中で解散してしまった場合の収束の付け方をお聞きしたい。

【事務局】

まず、維持管理の問題は、今回の審議の中でも明らかにしていくべきと考えている。行政としては、維持にどうお金を出すのか難しい。今は、無料で緑化に関する様々なアドバイスができる専門家を派遣するなどのソフト事業で対応しているのが現実だが、維持に対する支援のあり方は考えていきたいと思っている。

【委員】

関連した内容だが、資料3の左側、表1-1で、※は衛星データをもとにしているとして書いてあるが、※のない緑の面積は年々多少増えているという数字がある。これは緑化したから増えたということだと思うが、枯れたから減ったというのはわからない。緑化にこれだけ取り組んだということで、数字は増えているが、手入れせずに枯れたため、数字が減っている可能性はあるのか。

【事務局】

衛星データで拾う分には、上からの投影面積で分析ができるため、増減について総合して緑化部分がわかる。

【委員】

衛星データをもとにしていない数字については、維持管理がうまくいかずに枯れてしまった数値は入っていないということか。

【事務局】

どのような集計の仕方をしているのか森林部局に確認し、次回報告させていただく。

【委員】

維持管理にお金をかけた方がきっと地域の方も喜ばれると感じる。

【事務局】

維持管理について、特に県民まちなみ緑化事業は8年ぐらいたってきており、この中で維持できていないところも把握している。制度の中で把握できるよう、5年間の報告を義務づけている。こちらでどの程度維持管理が適正にされているのかということをチェックしながら、今後、新たなプランに反映をさせていただくということで考えている。

【委員】

維持されているところと、維持されていないところというと、個別の案件になってしまうと思うが、大きくはどんな違いで維持されなくなってしまうのか。

【事務局】

1点だけ一番大きいと思われることを述べさせていただくと、やはりキーマンとなる方がおられるかということである。

行政で一定のソフト事業で対応しているが、今回、検討の中で現状と合っているのかどうか、それを含めて何ができるのかということも検証していきたいと考えている。

【委員】

参考に、ベルリンでは、地元企業による支援が大変さかんで、緑地の横に企業の札が立っていたりする。例えば兵庫県で、地域の企業が何か地域貢献をしようとしたときに、緑化に絡めてやっていただくというのは1つの手だと思う。企業の森づくりでは、企業のイメージアップにもつながり、そしてまた地域住民にとってもプラスになるという連携を図ることができる。最近ではネーミングライツ等で企業と行政が連携しているが、そういった協力体制も新たな視点として入れればいいのではないかと。

【委員】

これから質を強化するという部分は賛成だが、一方でなかなか評価しづらいということもある。緑の質を数字で表すことができるのか。この中に盛り込むことができるのか。何か曖昧で抽象的なプランとはせずに、後でその達成状況をどう確認するのかをぜひ検討していただきたい。

【委員】

質的なことに関係するが、地域の住みよさとか人々の公益とかにどのように影響があったかなどの評価をしてみないと、緑の量だけで数字が上下するのでは意見の言いようがない感じがする。小委員会では、評価の視点そのものが計画の見直しになると思うため、ぜひそういう観点でお願いしたい。